



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

令和 7 年

千葉県製造業出荷先地域調査 記入の手引

☆この調査により報告された記入内容は、千葉県統計調査条例により秘密が保護されます。
☆この調査票は、統計以外の目的に使用することはありません。

目 次

I	千葉県製造業出荷先地域調査の概要	1
II	調査票記入上の一般的事項	3
III	調査項目の説明	3
IV	調査回答の方法について	
	調査票の記入方法	9
	メールの提出方法	11
	ちば電子申請システムの入力方法	12
V	よくある質問	24

令和 8 年 1 0 月

千葉県

I 千葉県製造業出荷先地域調査の概要

1 調査の目的

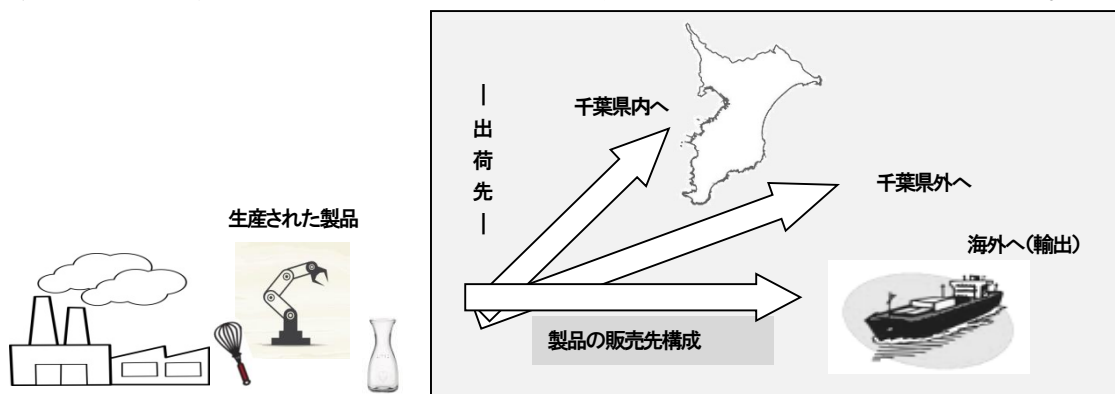
千葉県製造業出荷先地域調査は、製造業で生産された製品に係る輸出（国外への出荷）及び移出（県外への出荷）の状況を明らかにし、千葉県にて作成する千葉県産業連関表※の基礎資料とすることを目的に実施しております。

※参考1 「産業連関表」については、この冊子の7ページを御覧ください。

2 調査の内容

本調査は、貴事業所で生産された製品が、最終的に千葉県内外の出荷先へどの割合出荷されているかを把握するものです。

本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます。



3 調査の対象事業所

「千葉県製造業出荷先地域調査品目表」（以下「品目表」という。）に掲げる品目を生産している事業所の中から、調査対象として約1,300事業所を選定しました。

この調査は、個々の事業所を対象としていますので、貴事業所単体での内容を記入してください。

貴事業所で生産した製品が調査の対象となります。

他の事業所※¹から受け入れて、貴事業所では全く加工をせず、そのまま※²出荷するものは調査の対象となりません。

賃加工※³については、「品目表」にあるものに限って回答してください。

※1：「他の事業所」には

関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所を含みます。

※2：「そのまま」には、

検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。
ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なし、貴事業所の生産に含めます。

※3：「賃加工」とは、

他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。

4 調査事項

調査事項は、「自工場生産額」、「うち自工場消費額」、「うち輸出向出荷額」、「うち国内向出荷額」及び「国内向出荷額構成比（千葉県内外）」です。

5 調査票のダウンロード

調査票は千葉県ホームページに公開していますので、ダウンロードすることができます。

令和7年千葉県製造業出荷先地域調査 ページ番号：860509

<https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/sangyou/r7dd/r7dd.html>

なお、ダウンロードした調査票を御利用の場合は、郵送している調査票の左上に記載されている整理番号を必ず転記してください。

6 調査票の提出期限、提出先及び問い合わせ先

調査票の提出は、**【令和8年11月13日（金）】まで**にお願いします。

この調査の提出先及び問い合わせ先は、以下のとおりです。

住 所 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

所 属 千葉県総合企画部統計課統計データ利活用推進班

担 当 産業連関表担当 市川、平間

電 話 043-223-2213

Eメール tkrenkan@mz.pref.chiba.lg.jp



7 調査票の提出方法

次のうち、いずれかの方法でご提出ください。

(1) ちば電子申請サービス

以下のページに調査票受付フォームを設けています。

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62356

フォームへの入力又は調査票を添付して御提出ください。

(2) Eメール

上記提出先のEメールアドレスへ、調査票を添付して御提出ください。

出荷額の秘匿のためパスワードを設置された場合は、別途メールにてパスワードをお知らせください。誤送信に御注意ください。

(3) 郵送

調査票を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

((1) ちば電子申請サービス、(2) メールでの提出の場合、郵送は不要です。)

8 調査票の控え

御回答いただいた調査票の内容について問い合わせさせていただく場合がありますので、控え（コピー等）を取られてから御提出、御返送くださるよう、御協力お願いいたします。

9 その他

「ご担当・問い合わせ先」は、記入事項についての確認などお問い合わせの際に使用しますので、所属部署名、連絡先、担当者氏名、Eメールアドレスを必ず御記入してください。

Ⅱ 調査票記入上の一般的事項

1. 数字は全て「1, 2, 3,」のように**算用数字**で明瞭に記入してください。
2. 金額で記入する項目については、**千円単位**で記入し、**単位未満は四捨五入**してください。
3. この調査票は、**令和7年（1月1日～12月31日）**の1年分の生産額について記入してください。ただし、この期間での記入が困難な場合には、令和7年を最も多く含む決算期間等について記入してください。
4. いずれの項目も可能な限り、数量×**工場出荷価格**※（消費税を除く）で計算してください。賃加工の場合は、数量×加工賃または加工賃収入で計算してください。
5. 調査事項の中で、貴事業所では記入困難な項目については、本社等と連絡の上記入してください。

※参考2 「工場出荷価格」については、この冊子の8ページを御覧ください。

Ⅲ 調査項目の説明

<記入項目の説明> 対象期間：令和7年（1月1日～12月31日）

① 品目名 品目コード	品目（1）	品目（2）	品目（3）	品目（4）
	食肉 001	印字されている 品目を品目表で 確認		追加の品目は 空欄に記載
②消費税の取扱い	1. 抜き ・ 2. 込み	〈該当を選択してください。〉※原則、消費税抜きで記入してください。		
③自工場生産額	千円	千円	千円	千円
④うち自工場消費額	千円	千円	③～⑥は可能な限り 数量×工場出荷価格で計算	千円
⑤うち輸出向出荷額	千円	千円		千円
⑥うち国内向出荷額	千円	千円		千円
⑦千葉県 内	%	%	品目ごとに⑥を100%として 出荷地域の構成比を⑦⑧に記載	%
⑧千葉県 外	%	%		%

① 品目名と品目コード

送付した調査票には、あらかじめ「品目名」と「品目コード」が印字されています。
調査票に印字されている「品目名」の詳細な品目例示を、「品目表」にまとめてありますのでご確認ください。

また、この品目表でも品目名が不明の場合は、2 ページの「提出先及び問い合わせ先」まで、お問い合わせください。

◆調査票に印字されている品目を生産していない場合

「自工場生産額」に「0（ゼロ）」を記入するとともに、
印字されている「品目名」及び「品目コード」に＝線（二重取消線）を引いて
文字を消してください。

◆調査票に印字されている品目以外の製品を生産している場合

調査票の空欄に追記して御回答ください。

欄が不足した場合は、新しい調査票を利用して御回答ください。

なお、調査票は県ホームページよりダウンロードすることができます。

また、御連絡くだされば新しい調査票を郵送します。

品目表の「品目例示」を参考に、調査票へ「品目名」と「品目コード」を
追記して御回答ください。

品目が不明である場合は、お問い合わせいただくか、当該品目を「品目名」欄に
御記入ください。

◆単純に一列で記入できない場合（同一品目でも型違い等で区別している場合等）

同一の「品目名」及び「品目コード」を用いて、
一つは印字されている欄に、以降は空欄に追記して御回答ください。

欄が不足した場合は、新しい調査票を利用して御回答ください。

② 消費税の扱い

記入した金額が、消費税「抜き」か「込み」かを○で囲んでください。

消費税抜きでの記入を原則としますが、税込みでの記入の場合は「込み」への○の記入
漏れがないように御注意ください。

以降の「◎」はその項目に含まれるもの、「×」はその項目に含まれないものとします。

③ 自工場生産額（＝生産数量×工場出荷価格）

「品目名」欄の品目について、貴事業所の年間生産額を記入してください。
貴事業所内で消費したもの（下記「うち自工場消費額〔④〕」）も含めてください。
輸入品及び同一企業内の他工場や下請系列からの受入れ、他企業からの購入は含めないでください。

- ◎：他から受託して生産したもののうち賃加工に該当しないものは、生産額（生産数量×工場出荷価格）を記入してください。
※生産額の記入が困難な場合は「備考」に「加工賃で記入」などと記して加工賃を記入してください。
- ◎：賃加工の場合は、「品目表」に賃加工があるものに限り、数量×加工賃または加工賃収入を記入してください。
- ×：貴事業所が他に委託して生産させたものは、ここには含めないでください。
（実際に生産した受託者側の生産（加工賃）に計上します。）

④ うち自工場消費額（＝消費数量×工場出荷価格）

上記「自工場生産額〔③〕」のうち、貴事業所内で生産している他製品の原材料や研究開発用等に消費した分について、自工場消費額として記入してください。
※「工場出荷価格」は、「自工場生産額」と同じ単価を用いて計算してください。

- ◎：自工場で生産し、出荷せずに自工場で生産している他製品の原材料となる中間製品
- ×：他工場から受入れた原材料や、他工場から購入した原材料
- ×：他工場に出荷した原材料

⑤ うち輸出向出荷額（＝輸出数量×工場出荷価格）

上記「自工場生産額〔③〕」のうち、貴事業所から直接又は輸出商社等を通じて輸出したもの、あるいは輸出用として輸出商社等へ販売したものを記入してください。

⑥ うち国内向出荷額（＝出荷数量×工場出荷価格）

上記「自工場生産額〔③〕」のうち、国内向けに出荷したものを全て記入してください。
（貴事業所から出荷したもののうち、上記「うち輸出向出荷額〔⑤〕」を除いたもの）

- ◎：同一企業内の他工場へ原材料として出荷したものは含めてください。

⑦⑧ 国内向出荷額構成比（千葉県内、千葉県外）

上記「うち国内向出荷額〔⑥〕」について、の国内向出荷額構成比（千葉県内外）を、合計が 100.0%となるように百分率で**小数点以下1桁（単位未満は四捨五入）**まで記入してください。

この欄は、貴事業所で生産された製品の「最終的に千葉県内外へ出荷（消費）した地域の割合」について記入してください。

卸・小売業者等の仲介業者の所在地ではなく、製品の最終出荷（消費）先になります。

国内出荷先が把握できない場合には、記入者の経験に基づき**可能な範囲**で出荷（消費）割合を推計して記入してください。

◆流通業者・流通センター等に対して一括して納入している場合

→納入先へ最終消費地の照会を行うなどして、
千葉県内（外）への出荷先構成比を記入してください。

◆貴事業所の製品が「部分品・中間製品（次工程に組み込まれるもの）」の場合

→同製品を原材料として用いて、次工程の生産活動を行う地域に記入。

◆貴事業所の製品が「最終製品（それ以上加工されないもの）」の場合

→同製品を購入して、実際に使用する企業や消費者の所在する地域に記入。

◆貴事業所が受託生産を行っている場合

受託生産した製品が発注事業所で次のいずれに該当するか、
発注事業所に照会を行うなどして、記入してください。

ア 発注事業所がその製品に対し、さらに加工等を加える場合
→発注事業所の所在する地域に算入。

イ 発注事業所は加工等を行わず保管するのみで、
各地域の事業所へそのまま出荷している場合
→各地域の事業所の所在する地域に算入。

⑨ 備考欄

特記事項（社名変更、移転、合併、分社、閉鎖、休業中、操業準備中、操業開始後未出荷など）を記入してください。

また、工場出荷価格で記載出来ない場合は、記入していただいた方法（例：「加工賃で記入」）を記入してください。

参考１：産業連関表

産業連関表とは、ある特定の地域において一定期間（通常１年間）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表です。

産業連関表を縦方向（列部門）にみると、その部門の財・サービスの国内生産額とその生産に用いられた費用構成の情報が得られます。また、横方向（行部門）にみると、生産及び輸入された財・サービスがどこへどれだけ販売されたか（販売先構成）の情報が得られます。

産業連関表を利用することによって、ある産業において生産を行った場合の他産業に対する生産波及効果を計測する、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能になります。

財・サービスの流れや結びつきがわかる産業連関表

「移輸出」を本調査と経済センサス活動調査の結果をもとに推計します。

※移出：県外への出荷 輸出：海外への出荷 移輸出：県外及び海外への出荷

需要部門 (買い手)		中間需要					最終需要			移 輸 入	県 内 生 産 額
		1 農 林 漁 業	2 鉱 業	3 製 造 業 〔生産される 財・サービス〕	計	消 費 費	投 資 資	移 輸 出	計		
供給部門 (売り手)							A		B	C	A+B-C
中 間 投 入	1 農林漁業										
	2 鉱業										
	3 製造業										
	〔供給される 財・サービス〕										
計		D									
粗 付 加 価 値	雇用者所得										
	営業余剰										
	資本減耗引当										
	計	E									
県内生産額 D+E											

行(産出)

生産された財・サービスの販路構成

列(投入)

原材料・粗付加価値の構成

・各部門とも、行生産額(A+B-C)と列生産額(D+E)は一致。

・最終需要計(B)から移輸入(C)を控除した額(B-C)の合計と粗付加価値計(E)の合計は一致。

・Cは産業連関表上はマイナス表記だがここでは絶対値で扱っている。

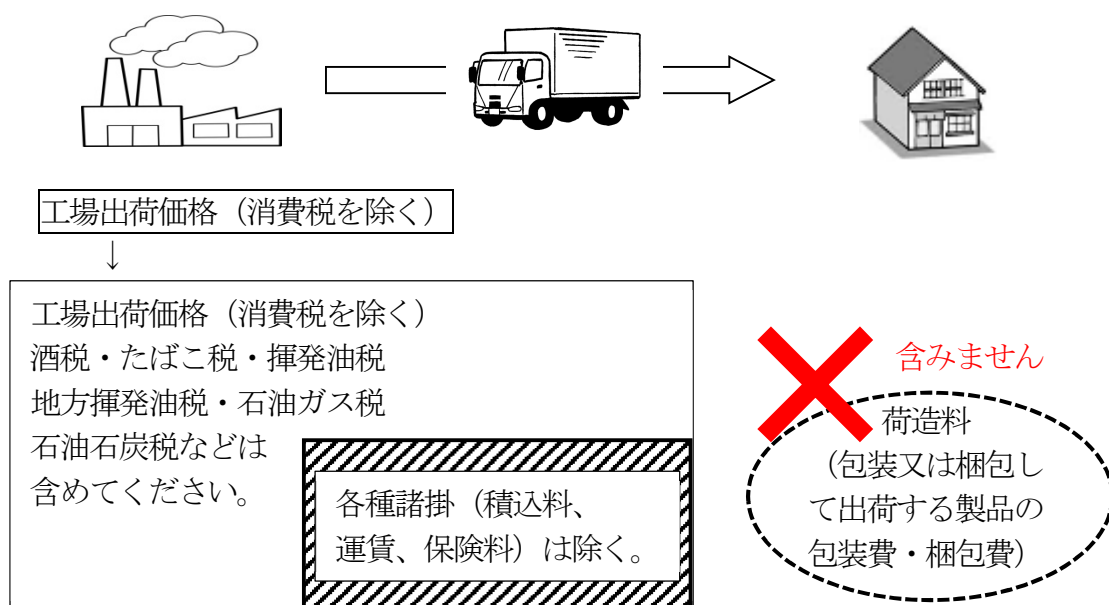
参考 2：工場出荷価格

貴事業所が、他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の**工場出荷価格（消費税を除く）**を指します。

荷造料は含みません。

消費者が店頭で製品を手にする時の価格ではありません。

注：前回の R2 年調査（調査実施は R3 年）は荷造料を含まない価格で調査しています。
過去の H27 年調査（調査実施は H28 年）は荷造料を含んだ価格で調査していたため、
参考とする場合は、荷造料は含めないよう、御注意ください。



※ 工場出荷価格は、消費税抜きが基本ですが、やむを得ず消費税込みで記入していただいてもかまいません。

調査票の「消費税の扱い」欄に「1. 抜き」、「2. 込み」を記す箇所がありますので記入した方法を○で囲んでください。

いずれの項目も、可能な限り、数量×工場出荷価格で計算してください。

ロットや地域、時期等により単価が異なる場合は、1 年間の出荷額を出荷数量で除した平均単価を工場出荷価格としてください。

なお、工場出荷価格で記載出来ない場合は、調査票の⑨備考欄に、「加工賃で記入」などと、記載方法を記入してください。

Ⅳ 調査回答の方法について

調査票の記入方法



提出期限

令和8年11月13日

提出先

千葉県 総合企画部 統計課
統計データ活用推進班

(2 枚中 1 枚)

令和7年千葉県製造業出荷先地域調査 調査票

○この調査は、千葉県統計調査条例に基づく県統計調査です。

○この調査により報告された記入内容は、千葉県統計調査条例により秘密が保護されます。

○この調査票は、統計以外の目的に使用することはありません。

ご担当・問い合わせ先	整理番号	99999	整理番号は必ず記載
	事業所所在地	〒260-8667 千葉県中央区市場町1番1号	
	事業所名	千葉県株式会社 千葉港事業所	
	所属部署	食品製造部 食肉課	
	担当者フリガナ	トウケイ タロウ	
	担当者氏名	統計 太郎	
	電話番号	043-223-2213	
Eメールアドレス		tkrenkan@mz.pref.chiba.lg.jp	

印字誤りの修正例
〒260-8667
千葉県中央区市場町1番1号
~~千葉県美浜区市場町1番9号~~
千葉県株式会社
~~千葉県市町村株式会社~~

整理番号：

ダウンロードした調査票を使用する場合、郵送している調査票の左上の整理番号を必ず転記してください。

事業所所在地、事業所名：

郵送している調査票に記載の事業所所在地、事業所名から変更となっている場合は、訂正のうえ、備考欄にその旨を記入してください。

※調査票を複数枚提出される場合は、2枚目以降の問い合わせ先は省略して構いません。

○枚中○枚：

提出される調査票の枚数が分かるように記載してください。

① 品目名 品目コード	品目(1)		品目(2)		品目(3)		品目(4)		
	食肉		その他畜産食料品						
	001		003						
②消費税の取扱い		1. 抜き		2. 込み		(該当を選択してください。) ※原則、消費税抜きで記入してください。			
③自工場生産額		100	千円	30	千円		千円		千円
④うち自工場消費額		5	千円	0	千円		千円		千円
⑤うち輸出向出荷額		10	千円	0	千円		千円		千円
⑥うち国内向出荷額		85	千円	30	千円		千円		千円
⑦千葉県 内		40.5	%	60.0	%		%		%
⑧千葉県 外		59.5	%	40.0	%		%		%

※③自工場生産額について、在庫の増減などにより④⑤⑥の合計と完全に一致しなくても構いません。

※⑥国内向出荷額について、「⑦+⑧=100.0%」となるよう、⑦⑧に構成比を小数点第1位まで記入してください。

①：自社工場で豚肉と焼豚を生産しています。

(豚肉は「食肉」、焼豚は「その他の畜産食料品」に該当します。)

②：金額は消費税抜きなので「1. 抜き」に○印をつけます。

③：自工場生産額のうち

④：自工場での消費額は

「豚肉」のうち自工場で生産する焼豚「その他の畜産食料品」の材料として5千円

⑤：輸出向けの出荷額は「豚肉」が10千円

⑥：国内向けの出荷額は「豚肉」は85千円、「その他の畜産食料品」は30千円

となっています。

⑦⑧：「うち国内向出荷額 (⑥)」を100%とした千葉県内外の構成比です。

小数点1ケタで単位以下を四捨五入して記入してください。

印字されている品目名と異なる製品を生産している場合は、空欄(品目(3)～(16))に追記をしてください。

印字されている品目名を生産していない場合には、二重線で削除し、備考欄にその旨記載してください。

調査票をメール等で提出される場合は、郵送している調査票にあらかじめ印字されている品目を転記のうえ記入してください。

メール提出や追記する欄がない場合は、県ホームページから調査票をダウンロードして御利用してください。

千葉県HP 令和7年千葉県製造業出荷先地域調査 ページ番号：860509

<https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/sangyou/r7dd/r7dd.html>

メールの提出方法

1 調査票の入力方法について

- (1) ダウンロードした調査票は1枚目のシートから記載してください。
1枚目以降の記入がない場合もシートの削除は行わないでください。
- (2) 1枚目のシートのみ「事業所所在地」と「事業所名」を入力してください。
事業所所在地及び事業所名が事前に郵送している調査票と異なる場合は、正しいものを入力し、「備考欄」に修正した旨を記載してください。
- (3) 事前に郵送している調査票にあらかじめ印字されている「整理番号」、「品目名」、「品目コード」を転記してから、記入（追記）してください。
- (4) 印字されている品目を製造していない場合は、当該品目の「自工場生産額」は0と記載してください。

2 調査票のメール提出について

- (1) メールでの提出にあたり、「件名」、「ファイル名」は以下を参考としてください。
調査票の一番下のアドレス等を押していただくと、リンクで件名表示がされます。
- (2) 調査票のファイルにパスワードを設定した場合は、パスワードもご連絡ください。

3 調査票の受領連絡について

- (1) 調査票の提出があった場合は、県から受領した旨のメールを返信させていただきます。（提出日当日中に、ご連絡できない場合があります。）

件名：【整理番号：00000】千葉県製造業出荷先地域調査の回答について
ファイル名：00000_R7chousahyou.xlsx
※0000 を整理番号（調査票の4ケタの番号）に変更してください。

- (2) 受領の連絡メールは県担当者からの連絡となります。
提出用のアドレス（tkrenkan@mz.pref.chiba.lg.jp）と異なることに、
ご留意願います。

4 その他

- (1) 調査票をメールで提出した場合は、郵送での提出は不要です。
- (2) 提出いただいた調査票の内容について、県から確認のため問い合わせをする場合がございます。
問い合わせは、基本的に電話で調査票に記載いただいた担当者宛にご連絡をとらせていただきますので、その際にご協力をお願いいたします。

ちば電子申請システムの入力方法

○手続きページへのアクセス

以下のいずれかの方法で手続きページにアクセスしてください。

- ・本記入の手引き P2 や調査票にも記載している以下 URL を入力

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62356

- ・ちば電子申請サービスの「手続き検索」から検索（検索方法は以下のとおり）

①検索サイトにて、【ちば電子申請サービス】と検索し、アクセス

②「ちば電子申請サービス」のページ上部「手続き検索」をクリック

手続き検索

申請状況確認

職責署名検証

ヘルプ ☐

よくある質問 ☐

ログイン

- ③「キーワードで探す」から、「製造業」などで検索し、
「令和7年千葉県製造業出荷先地域調査」をクリック

オンライン申請手続き

[ホーム](#) > オンライン申請手続き

キーワードで探す

製造業

☐ 類義語検索を行う

カテゴリで探す

手続き種別を選択

☒ すべての手続き

☐ 個人向けの手続き

☐ 法人向けの手続き

キーワード検索

分類で探す

手続き一覧

受付開始日時 降順

2026年06月25日 13時23分 現在

20件ずつ表示

製造業

検索結果 1 件

令和7年千葉県製造業出荷先地域調査

受付開始: 2026年06月25日 13時00分

受付終了: 随時

○利用者管理

利用者登録せずに申し込み可能ですので、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

新たに利用者登録をされる場合は、「利用者登録される方はこちら」をクリックしてください。

既に利用者登録がお済みの方は、「利用者ID・パスワードを入力してログイン」してください。

利用者管理

[ホーム](#) > オンライン申請手続き > 利用者ログイン

利用者ログイン

手続き名	令和7年千葉県製造業出荷先地域調査
受付時期	

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したID、パスワードを入力ください。
パスワードを忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

利用者ID（メールアドレス）

パスワード

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン

>

○手続き説明

「手続き説明」及び「利用規約」をご一読いただき、
ご理解いただけましたら「同意する」をクリックしてください。

手続き説明

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	令和7年千葉県製造業出荷先地域調査	 お気に入り登録
説明	千葉県製造業出荷先地域調査は、千葉県産業連関表の基礎資料とすることを目的に実施しております。 本ページは、令和7年千葉県製造業出荷先地域調査の回答フォームになります。 本調査の回答方法は以下のとおりになります。 (1) ちば電子申請サービス（本ページのフォームに入力又は調査票（EXcel,PDF）の添付） (2) メール（調査票（EXcel,PDF）の添付） (3) 郵送 調査票様式は以下千葉県庁ホームページ及び本ページ下部に掲載しております。 ダウンロードして御利用ください。 令和7年千葉県製造業出荷先地域調査： https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/sangyou/r7dd/r7dd.html 回答にあたっては、郵送及び本ページ下部に掲載しております【記入の手引】をよく御確認ください。 千葉県産業連関表や令和2年千葉県製造業出荷先地域調査の結果については、以下千葉県庁ホームページに掲載しております。 千葉県産業連関表：https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/sangyou/index.html 令和2年千葉県製造業出荷先地域調査： https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/sangyou/r2dd/r2dd.html	

問い合わせ先	千葉県総合企画部統計課
電話番号	043-223-2213
FAX番号	
メールアドレス	tkrenkan@mz.pref.chiba.lg.jp

01_R7調査票	0000_R7chousahyou.xlsx	調査票等をダウンロードできます。
02_R7記入の手引き	R7tebiki.pdf	
03_R7品目票	R7hinmokuhyou.pdf	

<利用規約>	
ちば電子申請サービス利用規約	

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る

同意する >

○メールアドレスの入力

ご入力いただいたメールアドレス宛に調査回答の URL が送付されます。
送付された URL から、回答フォームにアクセスしてください。

利用者ID入力

令和7年千葉県製造業出荷先地域調査

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「test-pref-chiba@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス 必須

メールアドレス（確認用） 必須

< 説明へ戻る

完了する >

メール送信完了

令和7年千葉県製造業出荷先地域調査

メールを送信しました。
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。
申込画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

< 一覧へ戻る

【メール文面】

ちば電子申請サービス

手続き名：令和7年千葉県製造業出荷先地域調査
の申込画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから
——URLが記載——

○回答の入力

回答項目については郵送している調査票の項目と対応しておりますので、個別の項目の回答内容については本記入の手引き P3 「調査項目の説明」等をご確認ください。

基本情報	ファイル添付	品目別回答の記載備考	品目別回答
回答方法について			
(1)以下【事業所情報】を御入力してください。 (2)回答方法に応じて、以下のとおり上部のタブを御選択してください。 ・調査票のファイルを添付する場合：【ファイル添付】タブを選択 ・本フォームで回答を入力する場合：【品目別回答】タブを選択			
事業所情報			
整理番号 必須			
調査票に記載されている整理番号を半角数字4桁で入力してください。			
事業所郵便番号 必須			
郵便番号 住所検索			
事業所所在地 必須			
住所			
事業所名 必須			
所属部署 必須			
担当者氏名 必須			
氏 名			
担当者フリガナ 必須			
氏 名			

電話番号 **必須**

電話番号

Eメールアドレス **必須**

Eメールアドレス

備考

- ・「休業中」「操業開始後未出荷」等、注意すべき事項がありましたら、その旨記入してください。
- ・受託生産のため完成品の出荷額は不明で、加工費で記載されたような場合は、「加工費で記入」などと記入してください。

入力文字数：0/200

次へ

○入力中のデータの一時保存・読み込み

回答の入力中にブラウザを閉じ、後日改めて回答を行う際などに使用する機能です。

「入力中のデータを保存する」をクリックすることでデータファイルをダウンロードできます。そのデータを「保存データの読み込み」から読み込むことで、保存した状況から回答を入力することが可能です。

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

○ファイル添付（調査票のデータファイルを添付する）

ダウンロードしたエクセルの調査票や、郵送した調査票をスキャンしたPDFを提出する場合、以下「添付ファイル」→「ファイルの選択」→「添付する」→「入力に戻る」とクリックしてください。

添付後、「確認へ進む」をクリックしてください。

調査票のデータを添付せずフォームで回答する場合、「次へ」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'ファイル添付' (File Attachment) tab selected. At the top, a message says '調査票をファイルで提出する場合、以下に添付してください。' (When submitting the survey form as a file, please attach the following). Below this, there are two main sections. The left section, titled '調査票の添付' (Attach Survey Form), contains a button '添付ファイル' (Attach File) and a note '(対応のファイル形式: xlsx, PDF)' (Supported file formats: xlsx, PDF). A red arrow points from this section to the right section. The right section, titled 'ファイルを選択してください' (Please select a file), contains a button 'ファイルの選択' (Select File) and a message 'ファイルが選択されていません' (No file is selected). Below these sections are two navigation buttons: '戻る' (Back) and '次へ' (Next). At the bottom, a button '確認へ進む' (Proceed to Confirmation) is highlighted with a red box.

○品目別回答の記載備考

フォームで回答する際の注意事項を記載しております。

回答に当たっては、ご確認ください。

The screenshot shows the '品目別回答の記載備考' (Item-specific Answer Remarks) tab selected. At the top, a message says '記入上の注意事項' (Notes on entry). Below this, there are four bullet points providing instructions: 1. '◆対象期間は令和7年1～12月の1年間です。この期間で記入が困難な場合は、令和7年を最も多く含む決算期間等について記入してください。' (The target period is 1 year from January to December of Reiwa 7. If it is difficult to enter within this period, please enter for the fiscal year period containing the most Reiwa 7 years.) 2. '◆OEM製品など、他の事業所から受入れた製品で、加工せずそのまま出荷するものは対象となりません。賃加工については、品目表にあるものに限って回答してください。' (For OEM products, etc., products received from other business units without processing are not eligible. For subcontracting, please answer only for items listed in the item table.) 3. '◆調査票に印字されている品目以外に生産している製品についてもご記入ください。品目を追加する場合、右下の品目別回答の右下「+追加する」を押してください。' (Please also enter products you are producing in addition to the items printed on the survey form. When adding items, please press the '+Add' button in the bottom right of the item-specific answer section.) 4. '◆詳細は『記入の手引』で確認してください。' (For details, please check the 'Entry Guide'). At the bottom, there are two navigation buttons: '戻る' (Back) and '次へ' (Next).

○品目別回答

本フォームに入力し、ご回答ください。
入力漏れ、誤りが無いよう、よくご確認ください。

基本情報

ファイル添付

品目別回答の記載備考

品目別回答

本フォームで回答を入力する場合、以下に入力をお願いします。

1_品目名01

品目コード一覧表に記載されている品目名を入力して「絞り込み検索」をクリックした後、
ドロップダウンリストから選択してください。
以下に品目コードと品目名が表示されます。

(全検索を行う場合は、条件を空にしてください。)

001_食肉

品目コード

001

品目名

001_食肉

2_消費税の取扱い01

原則、消費税抜きでご記入ください。

☐ 税抜き

☐ 税込み

自工場生産額の内訳を記載してください。01

3_自工場生産額（千円）01

・「自工場生産額」について、在庫の増減などにより「うち自工場消費額」、「うち輸出向出荷額」、「うち国内向出荷額」の合計と完全に一致しなくても構いません。

 千円

4_うち自工場消費額（千円）01

 千円

5_うち輸出向出荷額（千円）01

 千円

6_うち国内向出荷額（千円）01

 千円

国内向出荷額の出荷先構成比を記入してください。01

7_千葉県内（%）01

- ・「千葉県内」と「千葉県外」の合計が100.0%になるようにしてください。
- ・小数点第1位まで記入してください。

 %

8_千葉県外（%）01

自動計算式のため入力不要です。

他に品目がある場合、右下の「+追加する」を選択し、引き続き御回答をお願いします。01

回答品目全てについて回答することとし、
2品目からは「+追加する」をクリックして
回答してください。

+追加する

< 戻る

全て入力できたら、「確認へ進む」を
クリックしてください。

確認へ進む >

まだ回答は完了していません！

○申込確認（入力内容の確認）

回答内容をご確認いただき、問題なければ、「申込む」をクリックして下さい。
「PDFプレビュー」を選択いただくと、調査票様式に回答内容を反映した
PDFファイルをダウンロードすることができます。

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

令和7年千葉県製造業出荷先地域調査

○回答の完了

以下の申込完了画面が表示されましたら、回答は完了です。
ご記入いただいたメールアドレス宛に回答完了メールが送付されますのでご確認ください。
また、【整理番号・パスワード】について、申込完了画面及び回答完了メールに記載があります。回答内容を参照・修正する場合に使用するので、大切に保存してください。
「PDFファイルを出力する」を選択いただくと、調査票様式に回答内容を反映した
PDFファイルをダウンロードすることができます。

申込完了

お忙しいところ、調査にご協力いただきありがとうございました。

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

○回答内容の確認や修正がある場合

ちば電子申請システム上部の「申請状況確認」から操作してください。

[手続き検索](#)

[申請状況確認](#)

[職責署名検証](#)

[ヘルプ](#)

[よくある質問](#)

[ログイン](#)

申込完了時に保存いただいた整理番号及びパスワードを入力してください。

申込照会

申込完了画面、通知メールに記載された

整理番号、パスワードをご入力ください。

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。

前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

整理番号

パスワード

照会する



申込内容についてご確認いただけます。
ページ下部の「再申込する」をクリックいただくと、
前回の回答内容を編集し、再度ご回答いただくことが可能です。

申込内容照会

[△](#) > 申込照会 > 申込詳細

申込詳細

手続き名	令和7年千葉県製造業出荷先地域調査
整理番号	350983169797
処理状況	完了
処理履歴	2026年6月25日16時6分 自動受理 2026年6月25日16時6分 申込

伝達事項

日時	内容
伝達事項はありません。	

申込内容

 申込内容印刷

< 申込照会へ戻る

再申込する >

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

V よくある質問

調査全般

Q 1 : 調査対象はどのように選ばれているのか。

A : 調査対象品目を生産している事業所のうち、「経済構造実態調査」の出荷額や「生産動態統計調査」の生産数量等の規模の大きい事業所から順に調査対象を選定し、調査をお願いしています。

Q 2 : 提出義務はあるのか。

A : 提出義務や罰則規定等はありませんが、製造業出荷先地域調査は大変重要な調査ですので、恐れ入りますが御協力をお願いします。

Q 3 : 他県からも同様の照会が来ているが、回答しなければならないのか。

A : 製造業出荷先地域調査（調査名については、他の都道府県では「商品流通調査」等名称が異なる場合がありますが調査の目的内容は同様です。）は 47 都道府県が実施するため、各都道府県から照会が届く場合があります。恐れ入りますが、都道府県毎に御回答をお願いします。

Q 4 : 本社で一括して記載してもよいのか。

A : 本調査は事業所単位を基本として調査票をお送りしていますので、可能な限り事業所毎に記載をお願いします。

なお、個々の事業所での記載が困難な場合は、千葉県内の事業所をまとめて記載していただいても結構ですが、千葉県外の事業所分は含めないでください。

また、まとめて記入された場合は、備考欄に一括記載の旨と対象の事業所名を記入してください。

Q 5 : 他の事業所から受け入れた製品を全く加工せず、そのまま出荷する場合は対象となるか。

A : 調査対象外ですので、備考欄にその旨を記入し返送してください。

Q 6 : 他の事業所に委託して生産させた製品の扱いは、どうすればよいのか。

A : 実際に受託生産を行った受託事業所で計上するため、発注事業所は調査対象外となります。

備考欄にその旨を記入し、返送してください。

なお、受託事業所が調査対象となった場合は、受託事業所から発注事業所に出荷先等について照会がある場合がありますので、御協力の程よろしく願いいたします。

調査票の記載について

Q 7 : 調査票に品目名があらかじめ記載されているのはなぜか。

A : 統計法に基づいた手続きを経て国の承認を得た上で、経済構造実態調査や生産動態統計調査のデータを利用しているためです。

Q 8 : 調査票に事業所で製造されている品目名が記載されていない場合は、どうすればよいのか。

A : 記載されていない品目について、別冊の品目表を参考に、調査票の空欄に追記して御回答ください。欄が不足した場合は、新しい調査票を利用して御回答ください。

Q9：暦年ではなく年度で記入してもよいか。

A： 暦年で記入することが困難であれば、事業年度や決算期間など他の1年間の実績で記入していただいても結構です。その場合は、令和7年1～12月を最も多く含む期間としてください。

Q10：海外生産は対象になるか。

A： 本調査は千葉県内における生産活動を対象としていることから、海外生産は調査対象外となります。

事業所に変更（※令和7年中の変更）があった場合について

Q11：社名を変更した場合は、どうすればよいか。

A： 「事業所名」欄にある旧社名に取消線を引き、その横に新社名を御記入いただき、社名変更した旨を備考欄に記入してください。

Q12：移転した場合は、どうすればよいか。

A： 「事業所所在地」欄にある所在地を訂正し、所在地を変更した年月を備考欄に記入してください。

移転先が千葉県内の場合は、移転前、移転後の生産を合計して記入してください。

移転先が千葉県外の場合は、移転前の生産について記入してください。

県外に移転後の生産については、記入していただく必要はありません。

Q13：合併した場合は、どうすればよいか。

A： A社、B社が合併した場合で、令和7年中の数ヶ月でもA社、B社それぞれが生産活動をしていれば、それぞれの調査票に記入してください。

併せて、合併後の新事業所についても調査票に記入ください。

Q14：会社組織が二つに分割した場合、どうすればよいか。

A： 分割の場合は、新事業所も対象となります。もう1部調査票を送付いたしますので、御連絡ください。

Q15：事業所が閉鎖した場合はどうすればよいか。

A： 閉鎖するまでの実績を可能な範囲で記入してください。

なお、令和6年12月までに閉鎖し、令和7年中の生産活動がない場合は、備考欄に閉鎖年月日を記入し返送してください。

調査結果の公表について

Q16：本調査は公表するのか。

A： 個々の企業の状況がわからないよう、複数品目を統合し、千葉県ホームページで公表します。前回調査（令和2年調査）の結果を千葉県ホームページに掲載してありますので、参考にしてください。

千葉県HP 令和2年千葉県製造業出荷先地域調査 ページ番号：458863

<https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/sangyou/r2dd/r2dd.html>



千葉県製造業出荷先地域調査 記入の手引き

お忙しいところ、調査に御協力いただき、ありがとうございます。

ご回答に当たっての不明点は、お問い合わせ下さい。

千葉県総合企画部統計課統計データ利活用推進班
産業連関表担当
電話番号 043-223-2213